

市役所からのお知らせ

償却資産（固定資産税）の申告について

問

税務課固定資産税係
内線111、112

1月1日現在、市内に償却資産（事業用資産）を持つている個人または法人は、

1月31日（火）までに申告してください。

平成28年に申告した個人・法人には、あらかじめ「償却資産申告書」を送付していますが、新規に事業を始めた人は、右記の問合せ先へ申告書を請求してください。

家屋を新築・増築または解体した人へ

問

税務課固定資産税係
内線111、112

固定資産税は、毎年1月

1日現在で所有している土地、家屋、償却資産に課税されます。

平成28年中に家屋を新築・増築または解体した物件で

税務課の現地調査が終わっていない場合は、後日、調査に伺いますのでご連絡ください。

就学援助制度

問

各学校または
教育総務課 内線348
福島分室 内線602、1422
鷹島分室 内線603、1422

経済的な理由により、義務教育に必要な学用品費・給食費などの支払いにお困りの人には、その費用を援助する制度があります。来年度の援助を希望する人は、各

学校と教育委員会に申請書類を準備していますので、お問合せください。

なお、現在援助を受けている人で、引き続き援助を希望する人も申請手続きが必要です。

松浦市役所人事異動（係長級以上）

問

政策企画課人事係
内線323

次の通り人事異動を行いました。

●平成28年12月1日付

【福祉事務所所長補佐】
通山成治

【福祉事務所所長補佐】
中村真美（旧福祉事務所主査）

競争入札参加資格審査申請書の受付開始

問

建設課管理係 内線209
会計課管財係 内線173
農林課農林整備係 内線221

平成29・30年度における本

市の建設工事、物品・役務の提供等および森林整備作業に係る競争入札参加資格審査申請書を受け付けます。

【受付期間】 1月16日（月）～2月28日（火）

※土、日、祝日を除く

【受付場所】 午前8時30分～午後5時

○建設工事および測量・建設

○コンサルタント業務等

○建設工事および測量・建設

○物品・役務の提供等

○会計課管財係

○森林整備作業

○農林課農林整備係

○建設計画係

○提出方法

申請書を本市ホームページ

よりダウンロードし、必

要事項を記入・添付の上、右

記まで持参または郵送して

ください。郵送で提出する

場合は、受付票返送のため

返信用封筒（切手貼付）またはハガキを同封してください。

右に回して閉めてください。

水道管の凍結対策をお願いします

※ホームページからのダウントロードが不可能な場合は、島支所にて申請書をお受け取りください。

水道管の凍結対策をお願いします

【宅地内の修理】

松浦市指定給水装置工事事業者へ

内線135

【修理の依頼先】

《アパート、マンション》

管理会社か大家さんに連絡してください。

《給湯器、温水器の修理》

※宅地内に引き込んでいる水道管は、個人の所有物になりますので、修理費用は個人負担になります。

【修理の依頼先】

《アパート、マンション》

管理会社か大家さんに連絡してください。

《給湯器、温水器の修理》

※宅地内に引き込んでいる水道管は、個人の所有物になりますので、修理費用は個人負担になります。

【修理の依頼先】

《アパート、マンション》

管理会社か大家さんに連絡してください。

《給湯器、温水器の修理》

※宅地内に引き込んでいる水道管は、個人の所有物になりますので、修理費用は個人負担になります。

【修理の依頼先】

《アパート、マンション》

管理会社か大家さんに連絡してください。

●水道管が破損したときは

メーターボックス内の元栓を閉めて修理を申し込んでください。

●修理の依頼先

《アパート、マンション》

管理会社か大家さんに連絡してください。

《給湯器、温水器の修理》

※宅地内に引き込んでいる水道管は、個人の所有物になりますので、修理費用は個人負担になります。

【修理の依頼先】

《アパート、マンション》

管理会社か大家さんに連絡してください。



◆パブリックコメントを実施します

◆「松浦市空家等対策計画（案）」について

問

都市計画課建築係
内線233

松浦市における空家等対策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な取り組み姿勢や対策を定める「松浦市空家等対策計画（案）」について、パブリックコメントを実施します。

【実施期間】

1月4日（水）～2月3日（金）

【計画（案）の閲覧場所】

都市計画課および各支所、出張所、市ホームページ

【提出方法】

都市計画課へお問い合わせください。

◆「第2次松浦市男女共同参画計画（案）」について

問
総務課行政係
内線321

松浦市における男女共同性の活躍推進等に向けた各種施策を定める「第2次松浦

市男女共同参画計画（案）について、パブリックコメントを実施します。

【実施期間】

1月19日（木）～2月17日（金）

【計画（案）の閲覧場所】

総務課および各支所、出張所、市ホームページ

【提出方法】

総務課へお問い合わせください。

◆「松浦市地域福祉計画（案）」について

問
福祉事務所福祉総務係
内線147

松浦市における地域での支え合いや助け合いによる福祉（地域福祉）を推進するための基本的な方策を定める「松浦市地域福祉計画（案）」について、パブリックコメントを実施します。

【実施期間】

1月19日（木）～2月17日（金）

【計画（案）の閲覧場所】

福祉事務所および各支所、出張所、市ホームページ

【提出方法】

福祉事務所へお問い合わせください。

シニア世代の子育てボランティア育成研修会

問
子育て・こども課
内線170

子育てに関心があるシニア世代（概ね55歳以上）の人を対象に、次の通り研修会を開催します。

本研修を受講して子育て家庭の良き相談相手になつていただけませんか。

※受講後、修了証が交付されます。

【日時】

1月17日（火）
午前10時～午後4時

【会場】

文化会館小ホール

【対象者】

元気でやる気のあるシニア世代の人ならどなたでも

【参加費】

無料

【講師（予定）】

野口美砂子氏
(NPO法人シニアボランティア理事長)

【申込先】

（たちはな子育て応援隊）ほか
・松林廣美氏

【内容】

今なぜシニア世代の子育て支援が必要か

【主催】

長崎県こども未来課
松浦市子育て・こども課

第6回オーストラリア・ティーイベント開催



日時 1月29日（日）午前10時～正午

会場 生涯学習センター（きらきら21）2階ホール

対象 市民の皆さん

内容 *姉妹都市とテレビ電話（SKYPE）
*ゲームやクラフト
*オーストラリアの紹介
*当日特別パスポート発行

入場料 無料

問 生涯学習課（内線340）担当：フィオナ・マニング
✉ syougai@city.matsuura.lg.jp

一住宅用火災警報器の定期的な点検を！

消防だより

【問合せ先】松浦市消防本部 ☎ 0956-72-1211

10年が経ちました！

【住宅用火災警報器の再確認】

住宅用火災警報器は平成18年6月1日から新築住宅への設置が義務化され、10年が経過しました。現在普及している住宅用火災警報器の多くは電池式であり、電池の寿命は10年が目安とされています。万が一に備え、定期的に作動確認を行いましょう。



◎点検ボタンを押すか点検ひもを引っ張り、作動確認をしましょう。

◎火災警報以外の警報が鳴った場合

作動確認をしても警報器に反応がない場合または火災警報以外の警報が鳴った場合は、本体の故障か電池切れです。警報器本体または電池を交換しましょう。

